

宮代町業務委託契約書（案）

1 委託業務の名称 宮代町上下水道総合業務委託

2 契約の履行場所 宮代町内

3 委託期間 令和8年 月 日から令和13年3月31日まで
履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 契約金額 円
うち消費税及び地方消費税の額金 円

上記の委託業務について、発注者 宮代町水道事業、宮代町下水道事業 と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 月 日

発注者 住所 埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東51番地
宮代町水道事業
宮代町下水道事業
氏名 宮代町長 新井 康之

受注者 住所
氏名

宮代町委託契約約款（標準）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、契約を履行しなければならない。

（委託の範囲等）

第2条 この契約の委託の範囲及び内容は、別冊の仕様書（図面及び現場説明書等を含む。以下同じ。）に定めるとおりとする。

2 前項の仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

3 受注者が前払金の使用によってもなおこの契約の目的物に係る業務の執行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る業務の執行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（再委託等の禁止）

第4条 受注者は、委託業務（以下「業務」という。）の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を得なければならない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請負わせた者の名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の掲示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（業務工程表の提出）

第6条 受注者は、この契約締結後速やかに仕様書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。仕様書の変更があったときも、同様とする。

(貸与品等)

第7条 受注者は、業務の実施に必要な関係資料等の貸与（発注者が支給する物品等を含む。）を発注者に申し出ることができるものとする。

- 2 受注者は、前項の貸与品等の引渡しを受けたときは、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、業務の完了若しくは仕様書の変更等によって貸与品等が不用となった場合又は契約が解除となった場合は、速やかに貸与品等を返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務の調査等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を定めたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、受注者の業務の履行に関し、必要な協議、連絡指導及び前条の調査を行うものとする。
- 3 発注者が監督員を置いたときは、受注者の業務の履行に関する協議等については、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、必要な書面が監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場責任者及び管理技術者)

第10条 受注者は、現場責任者及び管理技術者（技術上の管理を行う必要がある業務に限る。）を定め、その氏名その他必要な事項を書面により発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 受注者は、業務に係る業務従事者名簿を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 3 現場責任者及び管理技術者は、この業務と同等以上の業務に従事した経歴を有する者でなければならない。
- 4 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関して業務従事者（第4条第2項の規定により承諾を得た者を含む。以下同じ。）を指揮監督しなければならない。
- 5 管理技術者は、業務の履行に関し、技術上の管理をしなければならない。
- 6 現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。

(業務の協議等)

第11条 現場責任者及び技術管理者は、業務の履行に関し監督員と打合せを行うものとし、速やかに打合せ記録を監督員に提出するものとする。

- 2 現場責任者及び技術管理者は、仕様書に疑義を生じた場合には、監督員と協議しなければならない。

(現場責任者等に対する措置要求)

第12条 発注者は、現場責任者若しくは管理技術者又は業務従事者が、その業務の実施について著しく不適当と認められるときは、受注者に対し、その理由を明示して必要な措置をとるべきことを請求できる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項を決定し、速やかに発注者に通知しなければならない。

(業務内容の変更、中止等)

第13条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、履行期間若しくは委託金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、賠償額は、発注者と受注者とが協議して書面をもってこれを定める。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第14条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなつたときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(臨機の措置)

第15条 受注者は、業務の履行に当たり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 受注者は、前項に規定する臨機の措置をとった場合には、その措置内容等を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第16条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由がある場合は、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律

第 225 号) の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合 (前条第 6 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。) において、第 2 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

(検査及び引渡し)

第 17 条 受注者は、業務を完了したときは、発注者に対して遅滞なく書面をもって通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から 10 日以内に受注者の立会いを求め、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査に合格したときは、その旨書面をもって受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合、前 2 項の規定を適用する。

4 受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく業務に係る成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(委託金額の支払)

第 18 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続きに従つて委託金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託金額を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき理由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数を、前項の期間 (以下本条において「約定期間」という。) の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(指定部分等の取扱い)

第 19 条 発注者が仕様書において、業務の完了前に引渡しを受けることを指定した部分又は可分なものとして明示した部分 (以下本条において「指定部分等」という。) があるときは、第 17 条中「業務」とあるのは「指定部分等に係る業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分等に係る成果品」と、前条中「委託金額」とあるのは「指定部分等に係る委託金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の指定部分に係る委託金額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第 20 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額 (以下「支払限度額」という。) は、次のとおりとする。

年 度	支払限度額
令和 8 年度	円
令和 9 年度	円
令和 10 年度	円

令和11年度	円
令和12年度	円

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

(履行遅延の場合の違約金等)

第21条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、委託金額に契約年度における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項により財務大臣が決定する率で計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第18条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に契約年度における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、遅延利息の額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(発注者の任意解除権)

第22条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第24条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第3条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 四 第4条の規定に違反したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第3条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 第3条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したと

き。

- 三 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 九 第26条又は第27条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第25条 第23条各号又は第24条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第26条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告

をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第27条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- 一 第13条の規定により業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第13条の規定による業務の中止の期間が契約期間の10分の5以上に達したとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第28条 第26条又は第27条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第29条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(談合等の不正行為による解除)

第30条 発注者は、この契約に関し、受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。次号において同じ。）に対する

独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

五 受注者に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

(契約不適合)

第31条 受注者は、第17条第4項の規定による成果品の引き渡し後、その内容に契約不適合が発見されたときは、発注者の請求により直ちにその補正を行わなければならない。

2 成果品の内容の契約不適合により発注者が損害を受けたときは、受注者は、発注者に対してその損害の賠償をしなければならない。

(秘密の保持等)

第32条 受注者及び業務従事者は、業務に関して知り得た秘密(個人情報を含む。以下同じ。)を他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。

2 受注者及び業務従事者は、成果品(委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 受注者は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

(定めのない事項等)

第33条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

（個人情報の保護に関する条例等の遵守）

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、宮代町情報セキュリティポリシーその他関係法令及び個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

（遵守事項確認表の提出）

第2条 受注者は、個人情報を含む業務を行う場合は、遵守事項確認表を発注者に提出しなければならない。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第4条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（教育の実施）

第6条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者に対して実施しなければならない。

(守秘義務)

第7条 受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(再委託)

第8条 受注者は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- 六 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップ

プの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

七 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

八 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

九 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

十 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第11条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第12条 受注者は、発注者受注者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で実施しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第13条 受注者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第14条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び検査）

第15条 発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。